

平成29年7月20日開催

新庄市農業委員会第1回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年7月）議事録

1. 開催日時 平成29年7月20日（木）10時00分
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（18名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 浅沼 玲子 | 2番 今田 則雄 |
| 3番 丹 茂 | 4番 星川 吉和 |
| 5番 海藤 芳正 | 6番 笹 行也 |
| 7番 鶴巻 浩美 | 8番 間 真一 |
| 9番 須田 雄二 | 10番 高橋 敏行 |
| 11番 齋藤 謙二 | 12番 清水 哲夫 |
| 13番 佐藤 啓右 | 14番 下山 秀一 |
| 15番 星川 豊 | 16番 三原 康志 |
| 18番 指村 貞芳 | 19番 森 良一 |
4. 欠席した委員（1名）

17番 佐藤 喜代志

5. 議事日程

- 日程第 1 臨時議長の選任について
- 日程第 2 仮議席の指定について
- 日程第 3 議事録署名委員の選任について
- 日程第 4 会長の互選について
- 日程第 5 会長職務代理者の互選について
- 日程第 6 議席の指定について
- 日程第 7 山形県農業会議会議員の選出について
- 日程第 8 新庄市農業委員会調査規則の一部改正について
- 日程第 9 新庄市農地利用最適化推進委員の選任について
- 日程第 10 新庄市農業委員会調査班の調査委員の決定について
- 日程第 11 新庄、稲舟、萩野、八向各地区調査班長の選出について

6. 出席した事務局職員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 局 長 | 三浦 重実 | 総務主査 | 鏡 彰広 |
| 主 事 | 三宅 大輔 | 主 事 | 渡部 瑞姫 |

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○総務課長

それでは、只今から新庄市農業委員会第1回総会を開催いたします。初めに、新庄市長山尾順紀よりご挨拶申し上げます。

○市長

皆様改めまして、おはようございます。第1回農業委員会総会に、ご出席下さいまして、誠にありがとうございます。今回は市長招集ということで、開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

農業委員会に関する法律が改正され、公選制から任命制に変更され、農業委員の選出方法や、農地利用最適化推進委員の新設など地方農政に大きく改革が迫ることとなりました。

先ほど、農業委員の方々に任命証書を交付させて頂きました。今まで培った高い見識と豊富な経験をもって、本市農業の振興のためにご尽力賜りますとともに、今後3年間の任期を農業者の代表として、誇りをもって地域農業の振興と発展のために、取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

さて、当市の農業を取り巻く情勢は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などいわゆる「人と農地の問題」は年々深刻さを増しております。

新しい制度では、農業委員会の役割が「農地等利用の最適化の推進」として強化されたと伺っております。従来から行っていた農地法に基づく許認可事務に加え、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが農業委員会の新たな取り組みとして、これまで以上の活動と成果が求められております。こうした組織を取り巻く環境が変化する中、農業委員、農地利用最適化推進委員との二人三脚の取り組みに、ご期待を申し上げます。今後とも食料生産基地として、持続的発展と、食料の安定確保のために、農業委員の皆様、より一層のご活躍とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、本日第1回の総会招集のご挨拶とさせていただきます。何卒、よろしくお願いいたします。

○総務課長

続きまして、新庄市議会よりご祝辞を頂戴いたします。新庄市議会議長小野周一様お願いいたします。

○議会議長

おはようございます。第1回の新庄市農業委員会の総会、誠におめでとうございます。議会を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

農業委員の皆様におかれましては、日頃から地域の相談役、また、農家と行政の架け橋としての活動を通し、本市農業の振興にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く状況は、私が申すまでもなく大変厳しく、皆さんもご周知のとおり高齢化問題、あるいは担い手不足を始め、大変厳しい状況が依然として続いております。こうした中、農業を基幹産業とする本市においては、農業者の公的代表機関としての、重要な機能を持っている農業委員会が担う役割は、今後も益々重要さを増すものと思っております。

また、6月定例会におきまして、19名の農業委員の皆様の任命同意を議決いたしました。法改正により、市議会からの推薦は無くなりましたが、農業委員の皆様と共通の意思を持ちながら、本市農業の発展に努力して参りますので、皆様におかれましても、これまで同様、本市農業の発展のためにお力添えを、お願いを申し上げる次第であります。

最後になりますが、地域農家の代表である、農業委員の皆様の大いなるご活躍をご期待申し上げますとともに、今後、任期の3年間、当市の農業振興と発展のためにご尽力下さいますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。本日の総会、誠に

めでとうございます。

○総務課長

ありがとうございました。それでは、これ以降の進行は農業委員会事務局長に引き継ぎまして、市長、議長はこれにて退席させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。また、今後ともよろしく願いいたします。
なお、事務局の移動がありますので、暫くの間お待ち下さい。

<市長、議長退席、事務局移動>

○事務局長

おはようございます。農業委員会事務局長の三浦と申します。どうかよろしく願いいたします。

それでは、農業委員会事務局の職員をご紹介します。先ず、私の右隣になります、鏡総務主査でございます。主に、農地転用、4条、5条を担当しております。どうかよろしく願いいたします。それから隣は、三宅主事です。主に農地法の3条、18条関連を担当しております。どうかよろしく願いいたします。続きまして、渡部主事です。主に農業者年金、農地利用集積関連を担当しております。よろしく願いします。

ここにおります職員4名と、農地相談員の山田を含む、5人体制で業務を行っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○事務局長

それでは、これより議事に入ります。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程により進めていただきます。

臨時議長選任まで暫時の間、進行を努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、配布させていただいた資料を確認させていただきます。配布資料は、新庄市農業委員会第1回の次第です。議事日程、議案の資料編、それから、年齢順に記載されております新庄市農業委員名簿です。またその後には、座席表が添付されております。以上が、本日の資料となっております。

それでは、日程第1 臨時議長の選任についてお諮りいたします。会議の臨時議長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律には特に定めがありません。これまでは、市議会の議長選挙に倣い、地方自治法107条の規定により会議出席者の最年長者を臨時議長に選任しております。従来どおり最年長者を選任しては如何かお諮りいたします。

<異議なしというものあり>

○事務局長

異議なしの声がありましたので、出席委員の最年長者であります星川豊委員に臨時議長をお願いいたします。星川委員、議長席にご登壇願います。

<臨時議長登壇>

○臨時議長

只今、紹介されました星川でございます。最年長者が臨時議長ということでありますので、暫時の間、臨時議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力を得ながら、やり遂げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。只今の出席委員は18名であります。

○臨時議長

それでは、日程第2 仮議席の指定を上程いたします。議事の進行上、仮議席をご指定いたします。仮議席は、只今、着席の議席を指定いたします。

○臨時議長

次に、日程第3 議事録署名委員の選任を上程いたします。選任について、いかがいたしますかお諮りいたします。

<議長一任というものあり>

○臨時議長

議長一任ということですが、これに、ご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○臨時議長

ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員に高橋敏行委員と丹茂委員のご両名を選任いたします。

○臨時議長

日程第4 会長の互選を上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

日程第4、会長の互選についてご説明いたします。会長は、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選した者をもって充てると定められております。

従いまして、選挙投票によって行うのが原則であります。地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により、委員全員の同意があったときは、指名推薦の方法を用いるこ

とができますのでよろしくお願いいたします。

○臨時議長

只今、事務局より説明ありましたが、会長の互選については、投票による選挙とするか、委員全員の同意による指名推薦とするかについてお諮りいたします。いかがな方法にいたしますか。

<指名推薦というものあり>

○臨時議長

指名推薦の発言がありましたが、指名推薦とすることについてご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○臨時議長

ご異議なしと認めます。よって、会長の互選は、指名推薦とすることにいたしました。次に指名の方法について如何いたしますかお諮りいたします。

○今田則雄委員

私は、2期目ですけども、一緒に仕事をしておりまして、やはり農地法とか色んな農業関係に詳しい、浅沼玲子委員を推薦いたしますけども、どうでしょうか。

○臨時議長

浅沼委員の推薦がございましたけれども、その他に誰かございませんか。無いようでございますが、浅沼委員ということで、ご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○臨時議長

ご異議なしと認めます。よって浅沼玲子委員を新庄市農業委員会会長に選任いたします。只今、会長に選任されました浅沼玲子委員が議場におられますので、本席から告知いたします。会長就任のご挨拶をお願いいたします。それでは、これをもちまして、議長を降壇させていただきます。

<浅沼玲子委員、議長席へ移動>

○議長

委員の皆様、ご推薦いただきありがとうございます。改めて、会長の責務の重さを実

感しております。

昨年の4月1日に農業委員会法が改正されまして、早1年と4ヶ月位が過ぎましたけれども、本市はこの総会をもって、新たな新体制の下で農業委員会活動を続けていく事となります。この改正によって農業委員会の最重点必須業務と言うのが、農地利用の最適化ということになります。これから農地利用最適化推進委員と、農業委員共に連携して、これらの課題に向けて活動をしていかなければならないなど、再認識いたしました。

私の力では会長の責務を全うできるかどうかはわかりませんが、皆さん委員の力をお借りして、共に農業委員活動ができるように会長の職務を全うしていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、引き続いて議事に入ります。日程第5 会長職務代理者の互選を上程いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者についても委員が互選した者となっておりますので、互選の方法について投票による選挙とするか、指名推薦とするかお諮りいたします。

<指名推選と呼ぶものあり>

○議長

指名推薦の発言がありましたが、指名推薦とすることについてご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、会長職務代理者の互選は、指名推薦とすることと決しました。次に指名の方法について如何いたしますかお諮りいたします。

○笹行也委員

これまでの活動の実績を踏まえまして、今田則雄委員が最適かと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長

その他に誰かいませんか。只今、今田則雄委員の推薦がありましたが、今田則雄委員ということで、ご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、今田則雄委員を新庄市農業委員会会長職務代理者に選任いたします。只今、会長職務代理者に選任されました今田則雄委員が議場におられますの

で本席から告知いたします。ご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者

おはようございます。只今指名されました今田則雄でございます。私、夜の方は一応人並みにお付き合いできますけれども、農業委員会の事については、色々研修を受けましたけれども、大体半分位は頭に入って抜けております。これからはできるだけそういう事を少なくして、元会長、現会長から色々お聞きして頑張りますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

次に、日程第6 議席の指定を上程いたします。議席の指定は、新庄市農業委員会総会会議規則第4条第1項の規定により、くじで定めることとなっております。お諮りいたします。これまで、議席の指定については、1番が会長、2番が会長職務代理者で、3番以降について、くじで定めておりましたが、この方法にご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。それでは仮議席1番より順次くじをお願いいたします。くじの結果を整理するまで暫時休憩いたします。

<暫時休憩>

○議長

休憩を解いて会議を再開いたします。議席の指定について、議席の番号と委員の氏名を事務局長から読上げてもらいます。

<事務局長朗読>

○議長

只今、事務局長が読み上げたとおりに議席を指定いたします。各委員は、指定された議席に各自の氏名札を持参のうえご着席願います。

<委員議席に着席>

○議長

次に、日程第7 山形県農業会議会議員の選出について上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

農業会議の会議員は、農業委員会制度の一層の円滑化を図るために、農業委員会等に関する法律第41条第2項第1項の規定により、原則として市町村の農業委員会の会長が会議員になることとなっております。ただし、やむをえず会長以外の者を会議員とする場合には、農業に関し高い見識と豊富な経験を有し、かつ、農業委員会の総意が的確に反映できる者を、会長が農業委員会の意見を聴いて委員の中から1名指名することとなっております。

○議長

只今、事務局より説明ありましたが、山形県農業会議の会議員には、原則として市町村農業委員会の会長がなるということでございますので、新庄市農業委員会会長である、私が山形県農業会議の会議員となることに、ご了承願いたいと存じます。

<異議なしというものあり>

○議長

ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

○議長

次に、日程第8 新庄市農業委員会調査規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

日程第8 新庄市農業委員会調査規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。別紙資料編1ページの日程第8資料をご覧ください。（調査区域及び調査班）でございます
第2条 調査は、所掌事務全般にわたるものとし、別表に定める調査区域を設け、調査班を構成し、調査すると規定されております。平成28年4月1日改正農業委員会法の施行に伴い、農地利用最適化推進委員が新設されましたので、必要な改正を行うものでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑ありませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。新庄市農業委員会調査規則の一部

改正につきましては、事務局から提案されましたとおりに決定することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

○議長

次に、日程第9 新庄市農地利用最適化推進委員の選任についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

日程第9 新庄市農地利用最適化推進委員の選任につきまして、ご説明いたします。別紙資料編2 ページの日程第9 資料をご覧ください。各地区、農地利用最適化推進委員の候補者名簿でございます。

新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則に基づき、推薦、募集を行ったところ、新庄地区定員3名に対して3名、稲舟地区定員1名に対して1名、萩野地区定員3名に対して3名、八向地区定員1名に対して1名の推薦、応募がございました。委嘱等に関する規則第9条におきまして、農業委員会は、総会において農地利用最適化推進委員を決定し、委嘱するものとする規定されております。ご審議頂きご決定頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑ありませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。新庄市農地利用最適化推進委員の選任につきましては、事務局から提案されましたとおりに決定することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

○議長

次に、日程第10 新庄市農業委員会調査班の調査委員の決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

日程第10 新庄市農業委員会調査班の調査員の決定についてをご説明申し上げます。別紙資料編3ページの日程第10資料をご覧ください。新庄市農業委員・農地利用最適化推進委員調査区域一覧表（案）でございます。

この度は、改正農業委員会法の施行に伴い、農業委員19名、最適化推進委員8名での調査体制となりました。今年が初年度でございます。

新庄市農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数検討委員会におきまして、ご検討いただきました結果が、別紙新庄市農業委員、最適化推進委員調査区域一覧表（案）でございます。詳細をご覧ください、ご審議、ご決定頂きますようお願いいたします。

○議長

只今、事務局より、説明がありましたが、質疑ありませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。新庄市農業委員会調査班の調査委員につきましては、事務局から提案されましたとおりに決定することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

○議長

次に、日程第11 新庄、稲舟、萩野、八向各地区調査班長の選出についてを上程いたします。調査班長は、新庄市農業委員会調査規則第3条第2項に、班長は農業委員である班員の互選によると規定されております。よって、各地区調査班による班長の互選をお願いします。暫時休憩をいたします。

<暫時休憩>

○議長

休憩を解いて会議を再開いたします。各調査班の班長の互選の結果が議長の手元に届いておりますのでご報告いたします。新庄地区調査班長に笹行也委員、稲舟地区調査班長に海藤芳正委員、萩野地区調査班長に齋藤謙二委員、八向地区調査班長に清水哲夫委員であります。

○議長

以上で、第1回総会の全日程が終了いたしましたので、閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年7月20日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 高橋 敏行

議事録署名委員 丹 茂